

平成 2 9 年 度 入 湯 税 の 充 当 内 訳

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるために課税する目的税です。充当状況については、次のとおりです。

歳 入 (単位：千円)

区 分	決 算 額
入湯税	22,769

歳 出 (単位：千円)

区 分	決 算 額	財 源 内 訳			
		特 定 財 源		一 般 財 源	
		国県支出金	その他		うち入湯税
観光推進事業	24,718	750	63	23,905	19,074
観光施設整備事業	4,631	0	0	4,631	3,695
合 計	29,349	750	63	28,536	22,769